

神山町若者定住支援住宅新築等補助金(確認表)

神山町確認者氏名

◇補助金対象要件確認

補助対象要件	確認欄
共通事項	
工事着工前の申請であること。	☐
申請日が当該年度の 11 月末日を経過していない。	☐
申請時の年齢が満 18 歳以上(学生は除く)40 歳以下の者(夫婦の場合はどちらか一方で可)で、補助対象事業となる住宅に住民登録が完了するか。	☐
補助金交付を受けた住宅に、年間 260 日(週 5 日程度)以上居住すること。	☐
世帯員の全員が過去に神山町若者定住支援住宅新築等補助金、神山町空き家改修事業補助金の交付を受けていないこと。	☐
神山町に定住しているか、定住しようとする者で、補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日(4 月 1 日)から 5 年以上居住する意思があり、転出等した場合は返還すること。	☐
町税等を滞納していない。	☐
建築確認が必要な工事でないか。必要な工事であれば、建築確認済証の発行を受けているか。	☐
着工後、工事内容に変更があった場合は、補助金の対象内外にかかわらず着手前に連絡すること。	☐
翌年度の 2 月末日までに工事を完了し、登記まで完了したうえ 3 月末日までに実績報告を行うこと。	☐
見積書、契約書等の提出書類はすべて申請者にすること。	☐
補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日(4 月 1 日)から 5 年以内に転出または転居する際には、転出・転居先等報告書(様式第 10 号)により町に報告すること。	☐
施工業者への支払いは振込とし、振込されていることが分かるものを実績報告書提出時に添付すること。	☐
申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還すること。	☐
新築の場合	
台所、便所、浴室、居室を有する専用住宅か(併用住宅の場合は延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住用なら可)	☐

延べ床面積 50 m ² 以上 280 m ² 未満	☐
12 月末日までに工事が完了していない場合は、産業観光課担当者まで連絡し、年度を繰り越す場合は 1 月末日までに繰越承認申請を行い、承認を得ること。	☐
年度を繰り越した場合は、翌年度の 7 月末日までに工事を完了し、登記まで完了したうえ 8 月末日までに実績報告を行うこと。	☐
国、県又は町の補助又は助成を受ける場合は、当該補助金の対象経費を補助対象経費から控除すること。	☐
増改築の場合	
申請者本人又は家族の所有であること。	☐
町内業者が施工すること。	☐

※補助対象者はすべての要件を満たす必要があります。

◇提出書類確認

補助対象要件	確認欄
神山町若者定住支援住宅新築等補助金交付申請書(様式第 1 号)	☐
工事見積書又は契約書の写し(中古住宅購入の場合は契約書が必要)	☐
平面図、設計書	☐
位置図(住宅地図)	☐
世帯全員の住民票	☐
世帯全員の市町村税納税証明書(前年分)	☐
運転免許証等本人確認ができる身分証明書の写し	☐
新築の際、土地取得がある場合は、売買契約書の写し、土地登記簿謄本の写し	☐
誓約書(別紙 1)	☐
建築確認済証の写し(建築確認が必要な工事の場合)	☐

上記内容の説明を受け、内容について同意しました。

氏名 _____ (申請者署名)